

## 令和5年度 店舗・事業所等リニューアル補助金対象工事一覧

この制度は、市内の店舗・事業者・住宅でリニューアル工事が施工されるにあたって、市内の事業者（工務店等）の方へ発注機会が促進されることで、市内経済の活性化を目的としています。

### ◎ 必須条件

| No. | 共通事項                    | 備考   |
|-----|-------------------------|--|
| 1   | 市内事業者へ発注するリニューアル工事であること | 市内に事業所があり、市内で事業を営む民間業者が見積書及び領収書を発行していること（見積書及び領収書の発行元に市内の住所が記載されていること） |
| 2   | リニューアルにあたって取付工事等を要すること  | 見積書に「取付工事」「設置工事」等、「〇〇工事」と記載があるものをリニューアル工事として扱います                       |

### ◎ 対象工事

| No. | 工事内容              | 備考   |
|-----|-------------------|--|
| 1   | 建物の内装に対するリニューアル工事 | 物品の購入だけでなく「取付工事」や「設置工事」を伴うもの   |
| 2   | 建物の外装に対するリニューアル工事 | 物品の購入だけでなく「取付工事」や「設置工事」を伴うもの   |
| 3   | 設備に対するリニューアル工事    | 物品の購入だけでなく「取付工事」や「設置工事」を伴うもの<br>建物の敷地内における工事に限る                        |
| 4   | 外構、造園に対するリニューアル工事 | 物品の購入だけでなく「取付工事」や「設置工事」を伴うもの<br>建物の敷地内における工事に限る<br>伸びた木を整えるような剪定のみは対象外 |

### ◎ 対象外

| No. | 内容                          | 備考   |
|-----|-----------------------------|--|
| 1   | リニューアルにあたって取付工事や設置工事を伴わないもの | 物品の購入のみ、自らで「取付」や「設置」するものは対象外                                     |
| 2   | 内装・外装・設備等の老朽化に伴う原状復帰に関する工事  | 「改装（リニューアル）」ではなく「原状復帰」「改修（修理・修復し、改める）」にあたるもの、老朽・欠損・不良箇所を直すものは対象外 |

## (参考)

### ◎対象となる工事の一例

| No. | リニューアル工事の内容   | 備考  |
|-----|---|---|
| 1   | 既存店舗・事業所・住宅における内・外観の模様替え  | 建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要                      |
| 2   | 感染症対策のために行う工事（ハンズフリー水栓への取替工事や、店内換気システムの取替・新設工事、キャッシュレス決済機器の導入等） | アクリル板やアルコール消毒液の購入等、工事を伴わないものは対象外                    |
| 3   | 浴室、台所、洗面所及びトイレのリニューアル工事   | 給湯器交換工事も対象<br>【※】ウォシュレット等温水洗浄便座のみの設置は対象外            |
| 4   | リニューアル工事に伴う給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気設備工事、ガス設備工事                | 一部増築、一部改築、減築工事その他リニューアルによる取替・新設                     |
| 5   | 店舗・事業所の看板リニューアル工事   | 取替・新設   |
| 6   | 屋根のふき替え、塗装、防水工事   |   |
| 7   | 外壁の張り替え、塗装、防水工事   | 軒天井、破風板、鼻隠しも対象                                      |
| 8   | 部屋の間仕切りの変更工事  |   |
| 9   | 床材、内壁材及び天井材の張り替えや塗装等の内装工事                                       | 床暖房（ガスや電気式）工事も対象<br>内装工事と併せて行う室内カーテン・ブラインドの設置や新設も対象 |
| 10  | 床・壁・窓・天井・屋根の断熱改修工事  |   |
| 11  | 襖紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え（表替え、裏返しも含む）                                  |   |
| 12  | 雨どい等の取り替え   |   |
| 13  | 建具・開口部の取り替えや新設工事  | 手動及び電動シャッターも対象。建具開口部工事に伴う窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取り替え等も対象    |
| 14  | 造り付け収納家具工事（造作大工工事を伴うもの）   |   |
| 15  | 他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事                                       |   |
| 16  | バリアフリー改修工事  | 手摺の設置、段差解消、廊下幅の拡張等<br>藤沢市の類似する他の助成制度を利用する場合は対象外     |
| 17  | 耐震改修工事  | 屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等                                    |

|    |                                    |   |
|----|------------------------------------|---|
| 18 | 防音工事（防音天井、防音壁、防音サッシの改修等）           | 【※】南関東防衛局で行う住宅防音助成制度を利用している部分は対象外                         |
| 19 | ベランダ、オーニング、ウッドデッキの工事               | 対象物件の敷地内における工事に限る   |
| 20 | 車庫、物置、倉庫等の工事                       | 対象物件の敷地内における工事に限る   |
| 21 | 庭園、造園、修景施設、門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事 | 対象物件の敷地内における工事に限る   |
| 22 | 植樹等の植栽工事                           | 対象物件の敷地内における工事に限る<br>新たに木を植えるような工事<br>伸びた木を整えるような剪定のみは対象外 |

### ◎対象外の一例

| No. | 内容  | 備考  |
|-----|---|---|
| 1   | 新築、全面改築、別棟増築、移築工事                                 | 新たな資産形成につながるもの  |
| 2   | 下水道、合併処理浄化槽工事                                     | 物件に対する工事でないものは対象外                                     |
| 3   | 雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置工事                               | 藤沢市の類似する他の助成制度を利用する場合は対象外                             |
| 4   | 太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事                              | 藤沢市の類似する他の助成制度を利用する場合は対象外                             |
| 5   | 防犯ライト・カメラ、機械警備の設置工事                               | 藤沢市の類似する他の助成制度を利用する場合は対象外                             |
| 6   | 電話、インターネット、地上デジタルアンテナ、ケーブルテレビの設置・配線工事             | 加入権含む場合は対象外   |
| 7   | エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具、消火器等消防用品や各種防災用品の購入 | 工事を伴う必要がなく取付・設置可能なものは対象外                              |
| 8   | シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布                         | 害虫がいない状態（元の状態）への原状復帰を目的とした工事は対象外                      |
| 9   | ハウスクリーニング、排水管清掃等                                  | 工事に該当しない  |
| 10  | 植樹等の剪定工事  | 対象物件の敷地内において、新たに木を植えるような工事は対象となるが、伸びた木を整えるような剪定のみは対象外 |
| 11  | 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事                             | 補償費の対象となるものは対象外                                       |

※藤沢市における類似する他の補助制度等の一例

- ・住宅用等太陽光発電システム設置費補助金
- ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)設置費補助金
- ・木造住宅耐震改修工事補助金
- ・介護保険による住宅改修費
- ・住宅設備改良費

等